

訂正前（令和7年8月）	訂正後（令和7年8月一部訂正）	摘 要
土木工事標準積算基準書（参考資料編） X-20 第 X 編 参考資料 第 2 章 工事費の積算 1) 間接工事費 1)-2 現場管理費 1. 国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当支給地域 四級地 広島県のうち 山県郡のうち安芸太田町 (注) 名称は、平成 26 年 4 月 1 日における名称とし、定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。 2. 無償貸付機械の取扱い 無償貸付機械評価額を純工事費に加額したものを現場管理費対象純工事費とする。 無償貸付機械評価額の基礎単価は、稼働状態が標準と異なる場合（③欄を使用しない場合）には、④欄と⑤欄/t の合計額とし、稼働状態が標準の場合（③欄を使用する場合）には⑥欄の額とする。 なお、無償貸付機械評価額は一般管理費の対象としない ※③～⑥：無償貸与機械損料算定表より 3. 工事現場内の除雪に要する費用について 工事現場内の除雪に要する費用については、必要となる場合は別途計上（実績精算）するものとする。なお、計上にあたっては、当該工事の進捗状況、必要性、工事目的物への品質低下等の影響などを十分に整理し決定するものとする。 【積算例】ブルドーザ除雪の場合 ブルドーザ運転 8h× ○○円/h＝○○円 普通作業員 3 人× ○○円/日＝○○円 ※機械運転時間、作業員の実績は、主任監督員が確認するものとする。 4. 工場製作関係工種の材料費 工場製作関係工種の対象となる項目については、材料費（製作費含む）として積算する。	土木工事標準積算基準書（参考資料編） X-20 第 X 編 参考資料 第 2 章 工事費の積算 1) 間接工事費 1)-2 現場管理費 1. 「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」に規定される寒冷地手当支給地域 地域なし ※地域は令和 7 年 4 月 1 日施行に規定する区分とする。 2. 無償貸付機械の取扱い 無償貸付機械評価額を純工事費に加額したものを現場管理費対象純工事費とする。 無償貸付機械評価額の基礎単価は、稼働状態が標準と異なる場合（③欄を使用しない場合）には、④欄と⑤欄/t の合計額とし、稼働状態が標準の場合（③欄を使用する場合）には⑥欄の額とする。 なお、無償貸付機械評価額は一般管理費の対象としない ※③～⑥：無償貸与機械損料算定表より 3. 工事現場内の除雪に要する費用について 工事現場内の除雪に要する費用については、必要となる場合は別途計上（実績精算）するものとする。なお、計上にあたっては、当該工事の進捗状況、必要性、工事目的物への品質低下等の影響などを十分に整理し決定するものとする。 【積算例】ブルドーザ除雪の場合 ブルドーザ運転 8h× ○○円/h＝○○円 普通作業員 3 人× ○○円/日＝○○円 ※機械運転時間、作業員の実績は、主任監督員が確認するものとする。 4. 工場製作関係工種の材料費 工場製作関係工種の対象となる項目については、材料費（製作費含む）として積算する。	「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」（令和 7 年 4 月 1 日施行）に伴う